

【掲載官報】

平成 22 年 8 月 4 日 本紙第 5368 号

【法令名】

○厚生労働省組織令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 8 月 4 日 政令第 178 号

【管轄省庁】

厚生労働省

【施行期日】

平成 22 年 8 月 5 日

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

職業安定局の中に派遣・有期労働対策部という部署を新しく設置し、雇用政策の充実を図る。

* 要旨

- 1 労働基準局勤労者生活部を廃止し、職業安定局派遣・有期労働対策部を設置する。
(第2条関係)
- 2 労働基準局が勤労者生活部を廃止するにあわせ、労働基準局の所掌事務を変更する。
(第7条、第59条、第61条～第63条及び第69条～第72条関係)
- 3 職業安定局が派遣・有期労働対策部を設置するにあわせ、職業安定局の所掌事務を変更する。
(第8条、第73条～第76条及び第79条～第84条関係)

.....